

役員報酬等の支給基準変更について

1 趣旨

令和4年4月1日及び7月1日に公立大学法人富山県立大学理事長から、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第48条第2項の規定により役員の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給基準に係る変更について、設立団体の長である富山県知事に対して届出があった。

これに対し評価委員会は、法第49条第1項の規定により知事から通知を受け、同条第2項の規定により第三者機関として客観的及び専門的見地から役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、設立団体の長に対し意見を申し出ることができるもの。

2 手続きに係るイメージ図



【参考】地方独立行政法人法（抜粋）
（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 （略）

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 変更の概要について

(1) 基準の名称：公立大学法人富山県立大学役員報酬規程

①変更内容

副理事長（学長兼務）の役員報酬について、現行の教職員給与規程に基づく「給与」から役員報酬規程に基づく「報酬」に見直した。

併せて、理事長の役員報酬のうち「年棒」を「給料（月額）」に改めた。

【変更理由】

- ・副理事長である学長は、現在、DX教育研究センターにおける産学官連携の推進やデータサイエンス人材育成の検討など、役員として、理事長とともに機動的・戦略的な大学運営を行っていること。
- ・学長への支給形態は、全国では約8割の公立大学が役員報酬として支給していること。
- ・役員報酬は全国では約7割の公立大学が月額制を採用していること。

②施行日 令和4年4月1日

<参考>

職名	変更前		変更後		備考
理事長	報酬	年棒 年額 10,000,000 円以内	報酬	給料 月額 1,000,000 円以内 ^{※1}	年棒 →給料（月額）
	手当	通勤手当		手当 通勤手当	
副理事長 (学長兼務)	給与	(教職員給与規程により支給)	報酬	給料 月額 1,000,000 円以内 ^{※2}	(支給根拠) 教職員給与規程 →役員報酬規程
				手当 通勤手当、期末手当 ^{※3}	

※1 給料支給額 月額 750,000 円(変更前 (年額 9,000,000 円) と同額相当)

※2 給料支給額 月額 965,000 円(変更前と同額)

※3 期末手当支給割合 162.5/100(変更前 期末手当 62.5/100、勤勉手当 100/100 計 162.5/100)

(2) 基準の名称：公立大学法人富山県立大学役員退職手当規程

①変更内容

上記（1）の変更に基づき、下記のとおり所要の変更を行った。

- ・理事長の退職手当…在職年数×給料月額 750,000 円×100/100
- ・副理事長(学長兼務)の退職手当…在職年数×給料月額 965,000 円×100/100

②施行日 令和4年7月1日

<参考>

職名	変更前	変更後	備考
理事長	年棒(9,000,000 円)×1/12× 100/100×在職年数	月額(750,000 円)×100/100× 在職年数	年棒×1/12→月額
副理事長 (学長兼務)	(教職員退職手当規程に基づく)	月額(965,000 円)×100/100× 在職年数	(支給根拠) 教職員退職手当規程 →役員退職手当規程